

富岡労働基準監督署発表  
令和8年3月18日(水)

【照会先】  
富岡労働基準監督署  
監督・安衛課長 川路 和彦  
(電話) 0240(22)3003

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

～機械の掃除の際に起動装置に鍵や表示板を掛けなかった疑い～

～機械の運転開始時に合図をしなかった疑い～

富岡労働基準監督署(署長 宮崎 明人)は、本日、ROCKWOOL Japan 合同会社及び同社現場責任者を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和7年11月22日、福島県双葉郡富岡町大字本岡に所在するROCKWOOL Japan 合同会社の工場内において、集じん機の掃除を行う際、他者が同機械を運転することを防止するための措置を講じていなかった疑い。また、令和7年11月24日、同所において、同機械の運転を開始する際、一定の合図を定めず、合図を行わせなかった疑い。

### 1 被疑者

- (1) ROCKWOOL Japan 合同会社  
所在地：福島県双葉郡富岡町大字本岡  
事業内容：製造業  
(2) 現場責任者 A

### 2 違反条文

ROCKWOOL Japan 合同会社、被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反  
同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置)  
労働安全衛生規則第104条第1項(運転開始の合図)  
労働安全衛生規則第107条第2項(掃除等の場合の運転停止等)  
同法第119条第1号(罰則)  
同法第122条(両罰規定)

### 3 災害の概要

令和7年11月24日、福島県双葉郡富岡町大字本岡に所在するROCKWOOL Japan 合同会社の工場内において、労働者 B が、集じん機の中でごみの除去を行う掃除を行っていたところ、同機械が稼働し、労働者 B の足が同機械内のスクリーに巻き込まれ、右足を切断するという災害が発生した。

#### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、

- ・機械の掃除を行う場合、危険を防止するため、機械の運転を停止しなければならず、また、他者が当該機械を運転することを防止するため、機械の起動装置に鍵を掛け、起動装置に表示板を取り付けること等の措置を講じること
- ・機械の運転を開始する場合、危険を防止するため、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係者に合図を行うこと

等が規定されていますが、災害発生当時、被疑者Aは、このような措置を講じないまま労働者Bに作業を行わせた疑いがあるものです。

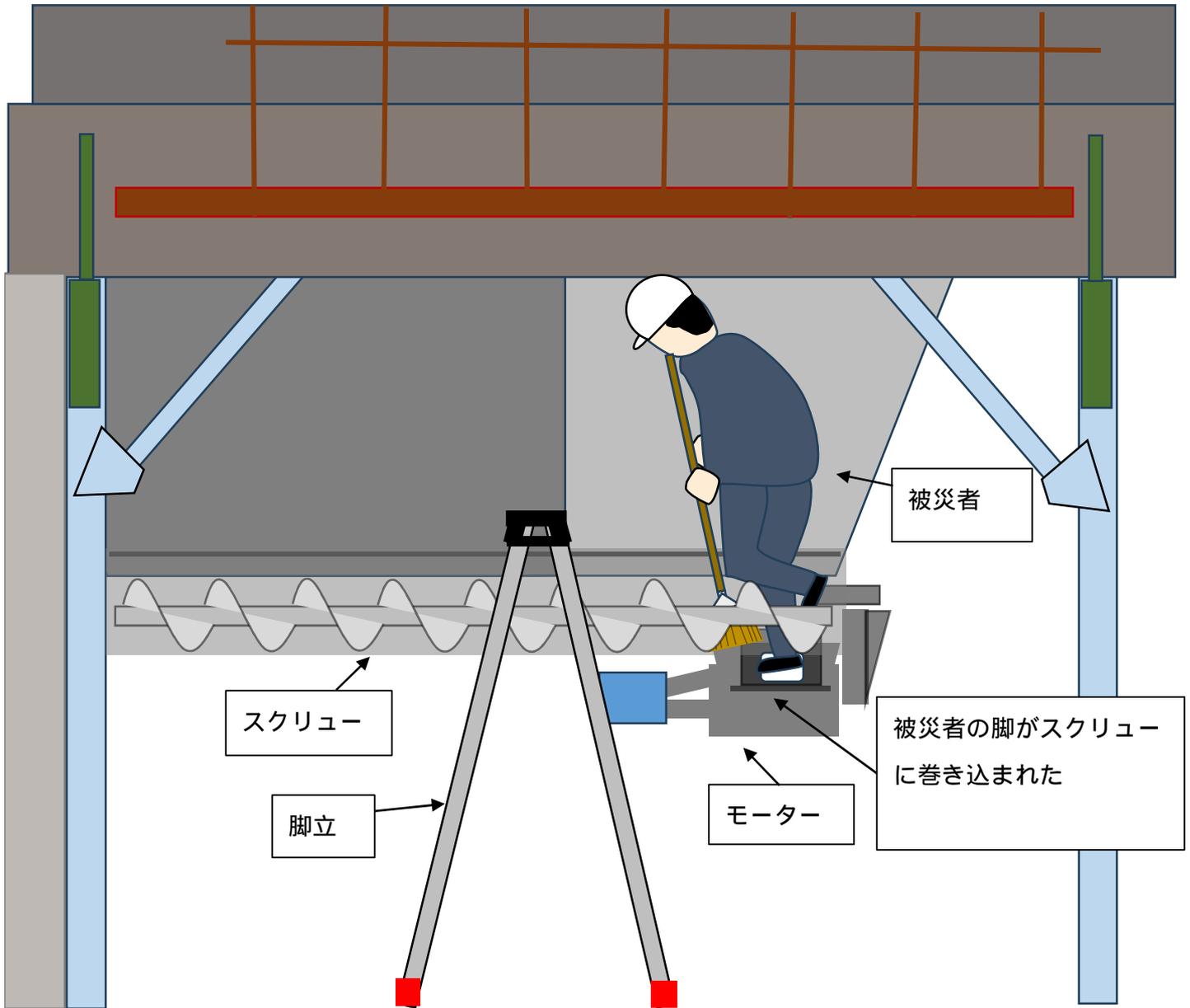
#### 5 その他

別紙1 災害発生状況

別紙2 参照条文

# 災害発生状況

別紙 1



# 参照条文

## 労働安全衛生法

別紙 2

### 第 20 条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3 電気、熱その他のエネルギーによる危険

### 第 119 条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)第九十七条第二項、第一百五条又は第八十条の二第四項の規定に違反した者
- 二~四 (略)

### 第 122 条 (両罰規定)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生規則

### 第 104 条第 1 項(運転開始の合図)

事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。

### 第 107 条第 1 項 (掃除等の場合の運転停止等)

事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所を覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

#### **第 107 条第 2 項 (掃除等の場合の運転停止等)**

事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。